

# NO! リニア

No. 14

2009年11月18日

JR東海労働組合

リニア反対プロジェクト

## 最後は国に救済!?

### JR東海はなぜ全幹法適用にこだわるのか?

#### 全幹法（全国新幹線鉄道整備法）とは

新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図ることを目的として、この法律が制定された。所管官庁は国土交通省。新幹線の路線計画は国土交通大臣が定め、「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」を決定して公示し、調査の上、整備計画を決定して、建設指示を行う。国土交通大臣は、「基本計画」を決定したときは、同意を得たうえで営業主体（つまりJR）及び建設主体を指名することができる。その後、それぞれの同意を得たうえで「整備計画」を決定し、建設主体に建設を指示する。なお、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う**建設工事の費用は、国および当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。**

なお、中央新幹線は1973年に全幹法で基本計画路線の決定を受けた。

JR東海は、2007年12月25日の取締役会で、全幹法によりリニアを自己負担で建設することを決定しました。しかし、全幹法に基づく新幹線建設は、国家プロジェクトであり、必要な資金は国や地方自治体などが拠出します（上記説明参照）。自己負担ならば、国交省に認可を受け自由に建設すればよい話です。JR東海はなぜ、様々な制約や認可を必要とする全幹法の適用にこだわるのでしょうか？

考えられることは、自己負担5兆円で建設ができるはずがない計画を強引に進め、最終的には国と自治体に建設費を負担させるという魂胆です。自己負担ならば全幹法の適用は受けずに済むことです。そうすると、国民・沿線都府県民の税金が多分に使われ、しわ寄せがいくこととなります。リニア誘致合戦で浮かれていると、バカを見ることとなります。第二の国鉄にもなりかねません。全国のダム建設の中止や見直しが相次いでいますが、リニアこそ真っ先に中止すべきです。

基本計画は決定されたものの、整備新幹線計画にのらない苛立ちが経営陣にあるのでしょうか？「JR東海の経営に必要なだから、自己負担で建設するから、営業を認める」という姿勢は傲慢と言わざるを得ません。